

(案)

令和3年2月 日

半田市長 榊原 純夫 様

半田市下水道使用料審議会
会長 千頭聰

下水道使用料について（答申）

令和2年8月18日付け2半下水第659号で諮問のありましたこのことについて、当審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、下水道使用料の改定時期については、新型コロナウイルス感染症拡大による経済情勢の悪化が地域経済や市民生活に甚大な影響をもたらしている現状を踏まえ、慎重に判断されるよう強く要望します。

記

1 はじめに

半田市の下水道事業は、平成28年度より地方公営企業法を全部適用し、経営状況や資産・負債・資本といった財政状況が把握できる公営企業会計を導入しており、公営企業として「下水道使用料による自立経営」の実現を目指すことは、本来のあるべき姿である。

しかしながら、本市の下水道使用料は、平成9年の改定以来、20年以上に渡って据え置かれ、一般会計から多額の補てんを受けているのが現状である。

本審議会では、こうした現状を踏まえ、諮問事項である「下水道使用料」について、公営企業としてのあるべき姿に立ち返り、半田市の下水道事業の将来を見据えて、さまざまな観点から慎重に審議を行った。

2 答申内容

下水道は、安全で快適な都市生活を送るために欠かすことのできない重要な都市基盤となっており、将来世代のためにも、早期に「下水道使用料」による自立経営を達成しなければならない。そのためには、今後も経費削減の努力を継続することが前提とはなるが、次のとおり改定すべきである。

ただし、改定の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症が地域経済や市民生活に甚大な影響をもたらしている現状を踏まえ、慎重に判断されたい。

(1) 改定時期と改定額の目安

「下水道使用料による自立経営」を実現するためには、下水道使用料を「経費回収率 100%相当額」に改定する必要がある。しかしながら、「経費回収率 100%相当額」への改定は、大幅な見直しとなるため、市民生活への影響を考慮し、段階的な見直しを採用すべきである。

よって、令和 4 年度に「経費回収率 90%相当額」とする改定を実施し、「経費回収率 100%相当額」への改定は、令和 7 年度以降に実施することが妥当である。

改定時期	改 定 額 の 目 安				【 参 考 】 平均使用料単価	
	経費回収率	使用料算定経費				
		維持管理費	資本費			
令和 4 年度	90%	100%	75%	137 円 / m ³		
令和 7 年度以降	100%	100%	100%	150 円 / m ³		
【参考】決算値 令和元年度	78.9%	100%	53.0%	118.4 円 / m ³		

(2) 使用料体系

令和 4 年度の改定における使用料体系は、資料③の試算を中心に審議し、以下の考え方に基づき算定することが妥当である。

- ①本市における現行の使用料体系は、「基本使用料」に 6 段階の「従量（累進）使用料」を加算するものであるが、この体系を踏襲するものとする。
- ②「基本使用料」の算定にあたっては、「需要家費 及び 固定費の 40%」を算定根拠とする。
- ③「従量使用料」の算定にあたっては、1 m³あたりの改定額（増加額）の平準化に配慮することとする。

3 理由

(1) 下水道使用料の現状と基本的な考え方

①下水道事業においては、汚水処理に係る費用は受益者である使用者からの使用料収入により賄うことが原則とされている。これは、下水道事業が整備区域を限定しているため、下水道の受益を得られる者と得られない者が

生じること、家庭あるいは事業所によって排出する汚水の量が大きく異なることなどによるものである。

②収支不足額は、1年あたり3.5億円前後で推移する見込みであるが、恒常に一般会計からの繰入金で補てんしている現況は適切とは言えず、公営企業として改善すべき状況にある。

③令和元年度における汚水事業の経費回収率は78.9%に過ぎず、現行の使用料収入では、資本費（減価償却費、企業債利息など）と愛知県（浄化センター）に支払う汚水処理費用すら賄えていない状況である。

なお、経費回収率は改善傾向にあるものの、「半田市下水道事業経営戦略」の最終年度にあたる令和11年度まで80%に達することはないと見込まれ、また、平成30年度における半田市と同規模の自治体（人口10万人以上かつ人口密度50～75人/ha）の平均（97.5%）と比べても低い水準となっている。

④平成30年度における下水道使用料の平均単価は、半田市と同規模の自治体が138.6円/m³であるのに対し、半田市は119.1円/m³で、同規模の自治体と比べ低い水準となっている。

⑤下水道は、安全で快適な都市生活に欠かせない都市基盤であり、「下水道使用料」による自立経営を実現すべき事業である。そのためにも下水道使用料の改定にあたっては、「経費回収率100%相当額」となる平均使用料単価への改定を目指すべきである。

（2）使用料体系について

令和4年度の改定において、次のとおり改定することは妥当と考える。

なお、令和7年度以降の改定における使用料体系についての審議は、今回の対象外である。

①「基本使用料」は、接続世帯数を算定基礎とした最も安定した収入であり、経営基盤の強化を図るためにも増額改定すべきである。
ただし、大幅な増額改定は、少量使用者の負担が大きくなることを考慮し、現行の「基本使用料」と「従量使用料」の比率を維持し、その算定根拠を「需要家費 及び 固定費の40%」に求めることは妥当である。

②「従量累進使用料」を採用している現行制度において、1m³あたりの下水道使用料は多量使用者の方が高額となっている。今回の改定における「従量使用料」の算定にあたっては、1m³あたりの改訂額（増加額）を平準化し、公平性に配慮することが望ましい。

4 附帯意見

- (1) これまででも、経常的な経費の削減や投資の合理化、あるいは使用料収入の増加に向けた取り組みなど経営基盤の確立に努めてきたようであるが、「半田市下水道事業経営戦略」に掲げられた事項にとどまらず、さらなる経費削減の努力を進め、その内容を広く市民・使用者に公表するとともに、その成果を下水道使用料に反映すること。
- (2) 適正な下水道使用料について常に見直しを行うとともに、半田市独自の基準を持つこと。

5 その他の意見

審議の過程において、次のような意見もあった。

- (1) 使用料体系の見直しにあたっては、少量使用者の負担感を考慮して、基本使用料はもとより、従量使用料にあっても、同率改定した方が公平、妥当と言えるのではないか。
- (2) 下水道使用料は、公共料金としての性格からできるだけ安定性を保つことが望まれる。使用料改定に伴う事務的な労力と実現性などを考えても、算定期間は5年が適切ではないか。
- (3) 「基本使用料」は、変動費（使用水量の多寡に応じて変動する経費）を除いた経費（需要家費と固定費）を基礎に算定するのが一般的である。下水道使用料の場合、需要変動リスクなどがあるため、固定費の一部を従量使用量で賄うことにしており、それでも「基本使用料」を抑えていくと感じられる。

6 附属資料

- 【資料①】半田市下水道使用料審議会委員名簿
- 【資料②】平均使用料単価の設定（経費回収率・収支不足額等の推移とシミュレーション）
- 【資料③】答申の基礎となった試算
- 【資料④】グラフ（使用水量毎の下水道使用料月額・使用水量毎の1m³あたりの下水道使用料）
- 【資料⑤】経営改善への取り組み